

武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会  
設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市（以下「市」という。）における地域の包括的な支援の充実及びサービスの提供の推進を目指し、市が定める老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく計画（以下これらを「武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」という。）を一体的に策定するため、武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議及び検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数以内の委員で組織し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 2人
- (2) 保健医療関係者 3人
- (3) 福祉関係者 4人
- (4) 公募による者（介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）に限る。） 2人

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月31日までとする。

(会議の招集)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求

め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）第5条第1項の規定により、日額とし、その額は市長が別に定める。

(幹事会)

第8条 委員会に、武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定における庁内の推進体制として、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって構成し、市長が任命する。

3 幹事会に、座長及び副座長各1人を置く。

4 座長は健康福祉部長の職にある者をもって充て、副座長は健康福祉部高齢者支援課長の職にある者をもって充てる。

5 幹事会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が行う。

6 前各項に定めるもののほか、武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定における庁内の推進体制について必要な事項は、市長が別に定める。

(ワーキングスタッフ)

第9条 委員会は、第2条各号に掲げる事項の調査及び研究を行うために必要があると認めるときは、委員会にワーキングスタッフを設置することができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者支援課が行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第8条関係）

健康福祉部長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部高齢者支援課相談支援担当課長